

結核に係る接触者健康診断の実施手順書

令和5年4月作成

(事業概要)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に基づき、保健所が健康診断の実施を勧告した者について、姫路市内の医療機関に健康診断業務を委託し実施するもの。

(対象者)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に基づき、保健所が健康診断の実施を勧告した者

(実施医療機関)

姫路市内の結核指定医療機関。事前に保健所が健康診断の実施に同意した医療機関

(健康診断内容)

結核接触者の健康診断として、下記の1～3の検査（一部のみも可）を行う。
実施する検査内容は、事前に保健所が調整し連絡する。

1. 血液検査（T-SPOT.TB）

- (1) 受託医療機関は、医師会臨床検査センターに検査を依頼する。
- (2) 事前に医師会臨床検査センターから届けられた採血管で採血する（採血量は5mL、採血困難な場合でも3mL以上は必要）。
- (3) 検体は医師会集荷（月～土の午前診療分）に間に合うよう提出する。

2. ツベルクリン反応検査

- ・ ツベルクリン反応検査を行う。

3. 胸部エックス線検査

- ・ 胸部エックス線撮影を行う。また、撮影画像等を保健所へ提出する。

(結果報告)

結果は、様式「結核接触者健康診断実施報告書兼請求書」で報告する。